

平成22年5月25日

大田区議会議長

永井敬臣様

防災・安全対策特別委員長

岸田哲治

防災・安全対策特別委員会中間報告書

本委員会に付託された調査事件につき、現在までの調査状況を下記のとおり報告する。

記

- 1 調査事件 (1) 防災対策について
 (2) 危機管理対策について
 (3) 地域防犯対策について

- 2 中間報告

本委員会は、大地震や台風・豪雨などの自然災害、更には多様化・複雑化する犯罪から区民の生命・財産を守り、安全・安心に暮らせるまちづくりを実現するため、多岐にわたり調査・研究を行ってきた。

昨年5月に中間報告を行っているので、ここで、主に昨年6月以降に行った調査・研究結果について報告する。

- (1) 防災訓練と災害に強いまちづくり

海外では大きな地震が続けて発生し、中でも本年2月27日に南米チリで発生したマグニチュード8.6の地震では、遠く離れた日本にも津波が押し寄せ、海沿いの一部地域が被害を受けた。

また、昨年7月の集中豪雨、8月の台風による被害が西日本を中心に発生し、

10月には台風18号が大田区をはじめ多くの地域に被害をもたらした。

このような中、区は区民の防災に対する意識を高め、地域の防災行動力を向上させるとともに、災害に強いまちづくりを推進する施策を展開していかなければならない。

①平成21年度大田区総合防災訓練と職員防災訓練

区は平成21年11月22日に羽田特別出張所管内で行った平成21年度大田区総合防災拡大訓練で、「まちなか訓練」を実施した。

大災害発生時には、まちじゅうのいたるところで建物倒壊や火災などが同時多発的に発生することが予想される中、このような状況に対応するため今回の訓練では「まちなか」に40箇所の火点を作り、地域住民が消火活動などの災害発生直後の初動対応訓練を行ったとのことである。

防災訓練に対する取組について地域差も見られるなか、従来の訓練だけではなく、この「まちなか訓練」のような新しいメニューは評価できるものである。

今後も地域の課題に即した訓練などを取り入れ、新しい参加者の掘り起こしや訓練の充実感を味わえるような手法が求められる。

緊急非常配備態勢職員に対する防災訓練は、昨年引き続き、事前に訓練実施日を周知しない抜き打ち参集訓練として、平成22年2月8日の夜間に行われたとの報告を受けた。

実施にあたり、連絡の迅速化、参集率の向上を図るため、職員が各自で所有する携帯電話メールも活用したところ、参集率は64%と昨年より12ポイント増加したとのことであった。

委員会で、緊急非常配備態勢職員は夜間や休日に大田区内で震度5弱以上の地震が発生した時、参集の連絡を待たずに自動参集するとの説明を受けたが、避難所の開設等にあたっては職員間の協力・連携が不可欠であり、日頃からの訓練が重要になってくる。このため、区には職員の防災意識を向上させ、訓練時には全ての職員が参集するための方策が求められている。

また、災害発生時には職員自身が被災し開設できない避難所等も想定されるため、今後、区は「学校避難所運営協議会」に対する働きかけをなお一層強め、被災時にスムーズに対応できるように運営協議会と意思疎通を図り、区・職員と一体となって取り組んでいくことが望まれる。

また、委員からは災害時の物資輸送手段として東京都が多摩川護岸に整備している水上基地に、船舶が支障なく航行・接岸できるかどうかを検証するべきではないかとの意見があり、今後視察を含め、調査を継続していく。

② 駅周辺混乱防止対策

地震等の災害発生時には、鉄道等交通機関の運行停止に伴い、帰宅困難者を含む多くの人々が駅周辺に滞留することが予想される。

このような事態に対応するため、当委員会では本年1月19日に上野駅周辺で実施された滞留者対策訓練を視察した。

上野駅周辺にはアメ横などの商店街や大型店舗などが数多く存在し、約9万人の滞留者が予想される一方、上野公園という広大なオープンスペースや公共施設も多く、それらを一時待機場所として利用していた。

大田区でも区内交通の結節点である蒲田駅、京急蒲田駅周辺の事業者からなる「蒲田駅周辺滞留者対策推進協議会」を設置し、本年12月に対策訓練を実施する予定であるとの報告を委員会で受けた。

委員からは、蒲田駅周辺では公園などの一時待機場所の不足が懸念されるため、民間施設の協力や活用が必要ではないかとの指摘がされたところである。

今後、区は推進協議会と十分話し合い、避難経路や一時待機場所など、想定される様々な課題の解決を図っていかなければならない。

③ 行政視察の実施と災害時要援護者名簿の整備・推進

平成21年10月15日から16日にかけて、災害時の要援護者等支援対策を中心に、淡路島にある洲本市と淡路市への視察を行った。

災害発生時には、まず、被災者がどこに何名いるのかを的確に把握することが重要である。特に高齢者や障害者は自ら避難することが難しいことが予想され、平時から公的機関や自治会・町会、民生・児童委員等がこれら災害時要援護者の情報を共有することが求められている。

このような中、現在、両市では災害時要援護者名簿が整備され活用されている。特に平成17年に市町村合併により誕生した淡路市には、阪神・淡路大震災の震源地である旧北淡町があり、同町では震災当時、すでに高齢者等の名簿が整備されていた。また、元消防団員を含めると住民の約一割が消防団員とい

う土地柄もあり、地震発生から約半日たった夕方には、これら高齢者等約400人を含む、全町民約11,000人の所在を確認したとのことであった。

大田区でも昨年10月から福祉部を中心に災害時要援護者名簿作成のための調査にとりかかり、重点的・優先的に取り組む対象者は、65歳以上の一人暮らし高齢者が約13,000人、介護保険の要介護3以上の認定を受け居宅で生活している高齢者約5,000人、重度障がい者約6,500人の合計約24,500人であったとの報告を委員会を受けた。

このたび名簿が完成し、本年7月以降、情報の共有化を図っていくことに同意していただいた約7割の方の名簿を、公的機関や関係者に配布するとのことである。旧北沢町とは人口規模が違うため一概には比較できないが、この名簿を有効に活用するとともに、家具転倒防止器具の一層の普及も図り、いつ起こるかわからない災害に備えることが求められている。

④がけ等の整備工事助成と防災都市づくり推進計画

台風や集中豪雨、地震等によるがけ崩れの災害が日本全国いたるところで発生し報告されている中、区内にも崩落の危険性があるがけや擁壁があり、小規模ながら毎年のようにがけ崩れが発生している。

昨年6月に南馬込で発生した擁壁崩落事故では、土のうの設置による応急対策や、区が管理する住宅への避難等の支援を行ったとの報告を受けた。

がけや擁壁の改修工事には多額の資金を必要とするが、平成14年に工事費用の融資あっせん制度を廃止したため、当委員会では支援制度の必要性を痛感したところである。

区はこれを受け、昨年10月、がけ等の整備工事に必要な資金の一部を助成する制度を創設した。委員会の要望をくみ、迅速に制度の整備が図られたことは、被災者の経済的負担の軽減を図るとともに、同じような状況下にある区民にとって大変有益なことであり、評価できるところである。

また、今般、東京都は平成7年度に策定した「防災都市づくり推進計画」を改定し、区内の新たな整備地域として羽田三～六丁目を指定した。

区からは、羽田一・二丁目も加えた羽田一～六丁目全体で、「燃えない」「壊れない」まちづくりを促進するため、地域の方々と一緒にまちの将来を描いていながら計画を策定し、まちづくりを進めていくとの報告を受けた。

この「燃えない」「壊れない」まちづくりを推進するために、区は本年4月、緊急輸送道路沿道の特定建築物やマンション耐震化への助成限度額の増額などを柱とする大田区耐震化助成事業の要綱改正を実施し、支援策を強化した。

なお、委員からは、当該地区は羽田空港の再拡張・国際化等による交通量の増加、空港跡地利用などの課題もあり、これらと整合性をもったまちづくりを進めていくべきとの意見も出された。

地震や台風などの自然災害の発生を未然に防ぐことは不可能だが、被害を最小限にとどめようとすることは可能である。

そのため区民には災害に対する意識を維持・向上していくことが求められとともに、また、区はできる限りの施策を実施し、様々な面から区民をサポートしていかなければならない。

(2) 新型インフルエンザに対する危機管理対策

昨年4月、メキシコで発生した豚に由来する新型インフルエンザは、翌5月には日本に上陸し、国内で初めての患者が神戸市で確認された。

区は発生直後の4月から開催してきた「感染症危機管理連絡会議」を、5月16日に「新型インフルエンザ対策本部」に格上げし、新聞折込によるチラシやホームページなどで手洗いやうがい等の励行を啓発するとともに、発熱相談センターを開設し病気に対する相談や医療情報の提供などを行い、区民の不安解消に努めてきた。

一方、大田区議会は、ソウルや上海などから国際定期便が運行している羽田空港において、新型インフルエンザが持ち込まれることが懸念されるため、5月25日の第1回臨時会で、羽田空港での検疫をはじめとする水際対策の充実・強化、効インフルエンザ薬の優先配布等を求める意見書を採択し、国に提出した。

しかしながら、6月には区内在住者の感染が初めて確認されたのを皮切りに、その後、区内の保育園や教育施設などでは集団感染が発生し、11月末には定点観測医療機関における患者発生数がピークを迎えた。

当委員会でも患者の発生状況や関係機関の取組状況などを把握・注視するとともに、予防や治療に万全の対策を区に求めてきたところである。また、マスクや防護服などの備蓄状況を確認するため、11月には京浜島地区備蓄倉庫への視察を行った。

これらの啓発や予防活動、11月から始まった予防接種などの取組により、12月から新規発生患者は減少傾向を見せはじめ、収まりをみせてきている。

今回発生した豚由来の新型インフルエンザは弱毒型といわれているが、以前から警戒されている鳥由来の新型インフルエンザは強毒型といわれている。

都の推計をもとに本区における流行予測を推定した「大田区新型インフルエンザ対策行動計画」によると、流行時には区民の約30%にあたる20万人が罹患、1万6000人が入院、740人が死亡、区職員の最大40%が欠勤すると予測されている。

このような状況下でも、区は必要最低限の行政サービスを区民に提供しなければならない。このため、区は新型インフルエンザに対する「業務継続計画」を策定し、感染防止の徹底や保健医療体制の強化などを基本方針とするとともに、新たに発生する業務、継続する業務、縮小する業務等を定めたところである。今後は職員に対する訓練・研修等を実施し、まん延時にはこの計画に基づき迅速で適切な対応をとることが望まれる。

「業務継続計画」は策定されたものの、この間の医療体制や相談体制、情報提供方法などの検証はまだ行われていない。今回の経験を踏まえ、区は国・都などの関係機関や医療機関などと協力して検証を行い、強毒型のインフルエンザが発生したときでも罹患者や死者などの被害が最小となるよう、万全の態勢で備えることを委員会は期待する。

来るべき疫病や災害に対して、備えすぎることではない。沉着冷静に対応するためにも、区は平時からシミュレーションを重ねることにより危機管理能力を向上させ、何より大事な区民の生命と健康を守ることが求められている。

(3) 情報提供の充実と地域防犯対策

防災・防犯に対して最も大事なことは“正しい情報”を“迅速”に伝えることである。区は様々な媒体により、情報の確保・伝達の整備に取り組んでいる。

①防災行政無線のデジタル化

防災行政無線の更新にあたって、基本設計・実施設計が終了し、22年度から3年をかけて、現行のアナログ方式からデジタル化へ整備していくとの報告を受けた。今回の整備にあたっては、難聴地域の解消も同時に図るため、子局

38局の増設やスピーカの増設もあわせて実施されるとのことである。

このデジタル化により、情報配信の効率化や他システムとの連携が図られるだけでなく、外国語への翻訳機能や自動メール配信により災害時要援護者への迅速な情報伝達も期待される。

なお、委員からは、デジタル化への工事期間が3年にわたることから、この間、区民への情報提供に支障がないよう運用してほしいとの意見が出された。

②区民安全・安心メールサービスの機能充実

区民安全・安心メールは登録者が3万人以上にものぼり、防犯や防災に対する区民の関心の高さがうかがわれる。

区では、このたび防災行政無線情報をメールでも配信するサービスを開始した。これにより難聴地域や悪天候時の聞き取りにくさを解消するだけでなく、聴覚障害者への情報提供も可能となった。

また、区は区内四消防署と覚書を締結し、区民安全・安心メールサービスで放火や連続して発生した火災等の配信も開始したと委員会で報告を受けた。

このように情報の充実が図られたことは、区民の安全・安心に寄与し、防災・防犯に役立つところである。

地震や台風などの自然災害に対しては、災害発生時に的確な対応ができるよう、常日頃より防災対策の推進や実践的な訓練等の積み重ねが必要である。

また、危機管理や地域防犯対策については、関係組織や関係団体との連携を深め、まず、予防策を講じることが求められている。

区民には自分の身は自分で守る、地域には自分たちのまちは自分たちで守るという、自助・共助の意識の醸成が求められるとともに、区は様々な施策を講じてそれを支援し、防災・防犯活動力を高めていかなければならない。

最後に、今後も安全、安心のまちづくりへの取組に対し多様な視点から調査・研究を行う必要性を強調し、防災・安全対策特別委員会の中間報告とする。